

(5) 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の「3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」において記載をしているため内容の記載を省略する。

2. 引当金の明細

財務諸表に対する注記の「7. 引当金の明細」において記載をしているため、内容の記載を省略する。